

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する 修正案骨子

1 待機児童問題の早急な解消、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等

- ① 政府は、待機児童に関する問題の早急な解消、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直しその他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとすること。
- ② 政府は、①の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとすること。

2 保育等従業者の処遇の改善等

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者であって、都道府県、市町村等以外のものの従業者（以下2において「保育等従業者」という。）の賃金をはじめとする保育等従業者の処遇の改善等については、保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、「保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法」で定めるところにより、必要な措置が講ぜられるものとすること。

3 待機児童問題が解消されるまでの間の施行の延期

本法案の施行日を別に法律で定める日（1、2及び4は公布日施行）とし、当該別に法律で定める日については、待機児童に関する問題が解消される時期を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとすること。

4 子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置

政府は、この法律の公布後速やかに、保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて職業紹介を行う体制の整備及び充実その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとすること。

5 幼稚園類似施設に関する検討

施設等利用給付に係る子ども・子育て支援施設等に幼稚園類似施設を追加することを、この法律の施行後5年を目途として行う検討の対象として明記すること。